

店舗譲渡契約書

本契約は、売主が経営する店舗の営業資産一式を買主に譲渡し、買主がこれを承継することについて、当事者間の権利義務を明確にするため、以下のとおり締結する。

第1条（目的）

売主（須山 勤）は、自己が経営する店舗に関する営業権、設備、什器備品、在庫、契約上の地位その他関連する一切の権利義務（以下「本件店舗」という。）を、買主（清 恒二郎）に譲渡し、買主はこれを承継することを目的として本契約を締結する。

第2条（本件店舗の表示）

本件店舗の所在地、名称および内容は、次のとおりとする。

所在地、店舗名、業種、営業許可番号、賃貸借契約の有無、設備・什器・備品の一覧、在庫の内容および取引先契約の概要は、別紙明細書に記載し、本契約の一部を構成するものとする。

第3条（譲渡代金および支払方法）

- 本件店舗の譲渡代金の総額は5,000,000円（税込）とする。（その内訳は、造作代金3,500,000円および設備・什器・備品一式1,500,000円）
- 買主は、本契約締結日から10日以内に、売主の指定する銀行口座に振込送金の方法で支払うものとする。
- 振込手数料は買主の負担とする。
- 代金の支払いが完了した時点で、売主は本件店舗の引渡し義務を負う。

第4条（引渡しおよび営業の引継ぎ）

- 売主は、代金支払い完了後2026年3月31日までに、本件店舗の営業権、設備、

- 什器備品、在庫等を買主に引き渡す。
2. 売主は、営業継続に必要な手続（行政許可の名義変更、取引先への通知、賃貸人の承諾取得など）について、誠実に協力する。
 3. 引渡し完了の日をもって、店舗の経営責任および収益・費用は買主に帰属する。

第5条（営業権および契約関係の承継）

1. 売主が本件店舗に関して締結している各種契約（賃貸借契約、仕入契約、リース契約等）のうち、買主が引き継ぐものは別紙契約一覧表に明記する。
2. 売主は、関係各契約の相手方に対し、契約地位の移転または新契約の締結に必要な承諾を得るよう努める。
3. 承継が認められない契約については、売主が残存義務を履行するものとする。

第6条（従業員の取扱い）

1. 本件店舗に従事する従業員の雇用契約は、原則として買主が引き継ぐものとする。
2. 買主が承継しない従業員については、売主の責任および費用負担において処理するものとする。
3. 買主は、承継する従業員に対して労働条件・雇用環境を不利益に変更しないよう努める。

第7条（営業上の債権債務）

1. 引渡し日以前に発生した債権債務は売主に、引渡し日以降に発生した債権債務は買主に帰属する。
2. 両当事者は、これを明確に区分し、相互に負担を押し付けないものとする。

第8条（瑕疵担保および保証）

1. 売主は、譲渡する資産に重大な欠陥、第三者権利の侵害、または営業継続に支障を

及ぼす法的瑕疵がないことを保証する。

2. ただし、引渡し後に通常の使用により発生した損耗や劣化について、売主は責任を負わない。
3. 売主が故意または重大な過失により重要な事実を隠した場合には、買主は契約解除および損害賠償を請求できる。

第9条（競業避止義務）

売主は、引渡し日から5年間、当該店舗所在地から半径5km以内において、同種または類似の事業を自ら行い、または第三者に行わせてはならない。

第10条（秘密保持）

売主および買主は、本契約の締結および履行に関連して知り得た相手方の営業上・技術上の情報を第三者に開示または漏えいしてはならない。

この義務は、本契約終了後も存続する。

第11条（税金および費用負担）

1. 本件譲渡に伴い発生する登録免許税、印紙税、その他公租公課は、特段の定めがない限り、各当事者が自己の負担分を負う。
2. 名義変更、届出、許認可申請等に要する実費は、原則として買主の負担とする。

第12条（契約解除）

1. いずれかの当事者が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合、相手方は本契約を解除できる。
2. 契約解除により生じた損害については、違反当事者が相手方に対して賠償責任を負う。
3. 代金未払または引渡遅延が重大である場合には、催告を要せず直ちに解除することができる。

第13条（不可抗力）

地震、火災、法令の改廃、行政指導、感染症拡大、その他当事者の責に帰すことのできない事由により契約履行が困難となった場合、当該当事者は責任を負わないものとする。

第14条（紛争解決）

1. 本契約に関して紛争が生じた場合、当事者は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。
2. 協議によっても解決しない場合は、売主の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（契約書の作成）

本契約締結の証として、本書2通を作成し、売主および買主が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

売主 住所：_____
氏名／名称：_____ (印)

買主 住所：_____
氏名／名称：_____ (印)